

北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）及び公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「乙」という。）は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

（チーム員の登録）

第2条 乙は、自らの団体に加入する会員のうちチームへの協力が可能な者について、甲に届け出る。

2 甲は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙及びチーム員に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

（待機依頼）

第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、乙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。

2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担等）

第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的実施する。

2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからもし出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

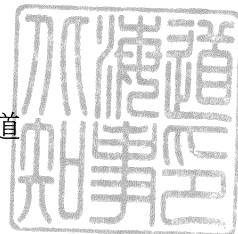
(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和3年 3月 30日

甲 北海道
北海道知事 鈴木 直道



乙 公益社団法人北海道社会福祉士会
会長 神内 秀之介

